

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

岩手県議会議長 佐々木 順 一

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局公文書管理規程（平成11年岩手県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公文書の作成方法) 第8条 [略] 2 [略] 3 公文書を作成するときは、事務局長が別に定めるものを除き、 <u>日本工業規格</u> A列4番の用紙を使用しなければならない。 。	(公文書の作成方法) 第8条 [略] 2 [略] 3 公文書を作成するときは、事務局長が別に定めるものを除き、 <u>日本産業規格</u> A列4番の用紙を使用しなければならない。 。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。